



消費生活相談窓口からのお知らせ

◎消費生活相談事例をご紹介します

<相談>

「せっかく集めたのに・・・無効!?!」

1年間有効のはずのポイントカード。ポイントを貯めて使おうとしたら「新しいカードになったので、このカードは使えません」と回収された。貯めたポイントも新しいカードには引き継がれなかった。通知もなく、一方的に変更になるのは納得できない。

<対応>

消費者から見ると、商品等購入時に無償提供され、将来の商品・サービス購入時の現金代わりに充てられる「財貨」と考えがちですが、企業から見ると消費者に無償で提供している

「おまけ」のひとつと考えられています。企業ポイントに対する法規制はありません。したがって消費者に不利なルール変更も企業側の判断でできると考えられています。

◆ワンポイント講座

ポイント発行企業が変更となったり、経営破たんしたとき、ポイントが保護されるとは言えません。ポイントの内容および約款等の書面もしくはウェブページを確認し利用条件等を確認しましょう。

※経済通産省のガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20090120005/20090120005-4.pdf>

<問い合わせ先> 消費生活相談窓口 (生活安全課内 ☎ 82・1133)



小規模修繕工事希望者登録制度

この制度は、市内に主たる営業所を置く事業者の受注機会を積極的に拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

◎小規模修繕工事の発注の範囲

市が発注する小規模な修繕等で、1件の予定価格が、30万円未満の工事を対象

◎登録の条件

- 市内に主たる営業所(本社、本店)を置く事業者であること
- 契約を締結する能力を有しない者および破産者でないこと
- 建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと
- 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること
- 市税を滞納していないこと

◎登録方法

登録希望者は、小規模修繕工事希望者登録申請書に納税証明書(コピー不可)、希望業種に必要な資格や免許等を証明する書類の写しを揃えて監理室に持参または郵送にて提出してください。

◎受付期間

8月2日(月)～31日(火)(必着)

◎有効期間

10月1日(金)～平成24年9月30日(日)

◎随時受付

10月から随時受付を開始します。毎月1日から10日までの間に申請書を提出してください。なお、その際の有効期間は申請月の翌月1日から平成24年9月30日(日)までです。
※市ホームページで詳細の確認と申請書類等のダウンロードができます。

<問い合わせ・提出先> 監理室 (☎ 82・1180)